



令和 6 年度

市 民 税
県 民 税
森林環境税

特別徴収に関するつづり

特別徴収事務についてのお問い合わせ先

瑞穂市役所

市民部 税務課

〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地

TEL (058) 327-4112

URL <https://www.city.mizuho.lg.jp>

目 次

1 特別徴収の取扱要領	
(1) 特別徴収について	1 ページ
(2) 特別徴収義務者について	1 ページ
(3) 特別徴収税額通知書について	1 ページ
(4) 毎月の給与から差し引く月割額	1 ページ
(5) 特別徴収の納入期限	2 ページ
(6) 月割額を滞納された場合	2 ページ
(7) 特別徴収税額の変更について	3 ページ
(8) 納入書の記入・取り扱いについて	3 ページ
(9) 納期の特例について	9 ページ
(10) 所在地・名称変更届出書の提出について	10 ページ
(11) 普通徴収から特別徴収への切り替えを希望される場合	10 ページ
(12) 納税者が退職又は転勤された場合	10 ページ
(13) 退職・転勤などの場合の未徴収月割額の納入について	11 ページ
(14) 市民税・県民税・森林環境税の非課税の範囲について	11 ページ
2 退職所得に係る特別徴収の取扱要領	12 ページ
3 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込金融機関一覧表	14 ページ
納期の特例についての承認申請書	16 ページ
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	17 ページ
特別徴収への切替届出書記入例	18 ページ
特別徴収への切替届出書	19 ページ
給与所得者異動届出書記入例	20 ページ～22 ページ
給与所得者異動届出書	23 ページ

※ 電子掲載版においては、15ページ目を削除しております。

1 特別徴収の取扱要領

(1) 特別徴収について

特別徴収とは、納税者の便宜を図る目的から、地方税法第321条の3、瑞穂市税条例第44条の規定により、納税者が納めなければならない1年間の市民税・県民税・森林環境税額を月割りにし、給与から差し引いて納税者本人（納税義務者）に代わって、特別徴収義務者が納入する制度です。

(2) 特別徴収義務者について

特別徴収義務者とは、地方税法第321条の4、瑞穂市税条例第45条の規定により指定された給与の支払者をいいます。市が「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」を送達すると、特別徴収の義務が発生します。

(3) 特別徴収税額通知書について

特別徴収税額の通知書を受け取られましたら、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を、速やかに納税義務者に交付してください。

(4) 毎月の給与から差し引く月割額

同封の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に基づき、給与から差し引いてください。

（５）特別徴収の納入期限

特別徴収義務者は、特別徴収税額の月割額を６月から翌年５月まで毎月給与の支払をするときに徴収して、翌月１０日（土曜日・日曜日・祝日などの休日に当たるときは、これらの休日の翌日）までに、当市が指定する金融機関へ同封した「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」により納入してください。

（６）月割額を滞納された場合

延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じて、年１４．６％（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間は、年７．３％）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。

ただし、当該年の租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均貸付割合に年１％の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年７．３％の割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６％の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年７．３％の割合を加算した割合とし、年７．３％の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１％の割合を加算した割合（上限年 ７．３％）を乗じて計算した金額となります。

督促状

納期限までに税金を完納されないときは、「督促状」を発付します。

なお、督促状発付日から起算して１０日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

（７）特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額に増減があり、これを変更する必要があるときは、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」及び「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」を送付しますので、（納税義務者用）は各納税義務者に交付してください。また、この税額通知書をお受け取りになりましたら、変更後の月割額によって徴収し、納入してください。

（８）納入書の記入・取り扱いについて

「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」はＯＣＲ（光学文字読取り装置）処理用の様式を使用しておりますので、以下の注意事項、記入例をご参照いただき、間違いのないようにお願いします。

- ① 「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」つづりには、各月納付事業所の場合その年の６月から翌年５月までの１２枚、予備用３枚、また納期特例承認事業所の場合１１月分（６月～１１月までの前期用）、５月分（１２月～翌年５月までの後期用）の２枚、予備用３枚が綴じてあります。
- ② 税を納入される場合は、「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」にあらかじめ特別徴収義務者名など必要項目が印字してありますので、必ず同封の納入書を使用してください。
- ③ 各月分の「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」には、納入すべき金額が「納入金額（１）」に印字されています。税額変更があった場合の取り扱いについては、６ページの記入例（２）をご参照ください。
- ④ 「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」は、ＯＣＲで読み取りますので、「黒のボールペン」を使用し、「標準字体」にならって枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入してください。（４ページの＜注意事項＞参照）
- ⑤ 退職所得に係る「市民税・県民税納入申告書」は、「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入済通知書」の裏面にあります。納税義務者別の内訳を必ず記入してください。税額の計算については、１３ページ（３）をご参照ください。

- ⑥ 「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入済通知書」は、汚したり折り曲げたりしないで大切に取扱ってください。
- ⑦ ご不明な点や用紙等が必要な場合は、税務課までご連絡ください。

<注 意 事 項>

標準字体

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

縦線1本 すきまを開ける 上につきぬける 角をつくる

<良い例> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 閉じる

<悪い例> 4 1 3 2 0 0 2 5 7 1 2 3

はみだす つづける くずす かたむける

[記入例]

(1) 納入すべき金額が「納入金額 (1)」の欄の金額と同じ場合

岐阜県 瑞穂市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書㊤

市区町村コード	口座番号	加入者名
212164	00820-8-961257	岐阜県瑞穂市
令和6年 8月分	指定番号 5026504	納入金額(1) 913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 給与分 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額	納 入 金 額 (2)
納期限 令和6年 9月10日	額	
(特別徴収義務者) 住所 又は所在地 〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府1288番地 氏名 又は名称 ○○○ 株式会社	領収日 付印	様印

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県 瑞穂市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書㊤

市区町村コード	口座番号	加入者名
212164	00820-8-961257	岐阜県瑞穂市
令和6年 8月分	指定番号 5026504	納入金額(1) 913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 給与分 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額	納 入 金 額 (2)
納期限 令和6年 9月10日	額	
※日計	口	円
(特別徴収義務者) 住所 又は所在地 〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府1288番地 氏名 又は名称 ○○○ 株式会社	領収日 付印	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県 瑞穂市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書㊤

市区町村コード	口座番号	加入者名
212164	00820-8-961257	岐阜県瑞穂市
令和6年 8月分	指定番号 5026504	納入金額(1) 913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 給与分 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額	納 入 金 額 (2)
納期限 令和6年 9月10日	額	
取りまとめ店 岐阜県瑞穂市別府1288番地 (〒469-8794)	領収日 付印	
(特別徴収義務者) 住所 又は所在地 〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府1288番地 氏名 又は名称 ○○○ 株式会社	領収日 付印	納

上記のとおり通知します。(受付店・大地共済銀行瑞穂支店(取りまとめ店)→瑞穂市)

納入済通知書の納入金額欄に※記号は記入しないでください。

・納入すべき金額に変更がない場合は、納入書をそのまま使用してください。

何も記入していただく必要はありません。

[記入例]

(2) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(給与分のみの場合)

岐阜県 瑞穂市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書㉔

市区町村コード	口座番号	加入者名
212164	00820-8-961257	岐阜県瑞穂市
令和6年10月分	指定番号 5026504	納入金額(1) 913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 946,700 円
納期限 令和6年11月11日		延滞金
(2) 合計額 946,700 円		督促手数料
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0222 又は 岐阜県瑞穂市別府1288番地 氏名 〇〇〇 株式会社 又は 名称		領収日付印 瑞穂市 様

上記のとおり徴収しました。(納入者保管)

岐阜県 瑞穂市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書㉕

市区町村コード	口座番号	加入者名
212164	00820-8-961257	岐阜県瑞穂市
令和6年10月分	指定番号 5026504	納入金額(1) 913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 946,700 円
納期限 令和6年11月11日		延滞金
(2) 合計額 946,700 円		督促手数料
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0222 又は 岐阜県瑞穂市別府1288番地 氏名 〇〇〇 株式会社 又は 名称		領収日付印 瑞穂市

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県 瑞穂市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書㉖

市区町村コード	口座番号	加入者名
212164	00820-8-961257	岐阜県瑞穂市
令和6年10月分	指定番号 5026504	納入金額(1) 913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 946,700 円
納期限 令和6年11月11日		延滞金
(2) 合計額 946,700 円		督促手数料
(特別徴収義務者) 住所 〒501-0222 又は 岐阜県瑞穂市別府1288番地 氏名 〇〇〇 株式会社 又は 名称		領収日付印 瑞穂市

上記のとおり通知します。(交付店・大垣共立銀行瑞穂支店(取りまとめ店)・瑞穂市)

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

- 例) ・納入すべき金額が、税額変更又は退職等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。
- ・「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」の「納入金額(2)」に記入していただく字体は、標準字体(4ページ参照)にならって記入してください。この場合、納入済通知書の納入金額の頭には、Y記号を記入しないでください。
- ・納入金額を書き損じた場合は、「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」つづりのうしろに綴じてある予備の納入書を使用してください。記入方法については8ページ(4)をご参照ください。

[記入例]

(3) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(給与分と退職分がある場合)

岐阜県 瑞穂市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書②

市区町村コード	口座番号	加入者名
212164	00820-8-961257	岐阜県瑞穂市
指 定 番 号	納入金額(1)	
令和6年6月分	5026504	913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入	給与分 退職分 延滞金 督促手数料 合計額
		970,400 94,000 0 0 1,064,400
納期限 令和6年7月10日	額	
	(2)	
(特別徴収義務者)	領収日付印	
住 所 〒501-0222 又は 所在地 岐阜県瑞穂市別府1288番地	瑞穂	
氏 名 ○○○ 株式会社	様	
名称		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県 瑞穂市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書②

市区町村コード	口座番号	加入者名
212164	00820-8-961257	岐阜県瑞穂市
指 定 番 号	納入金額(1)	
令和6年6月分	5026504	913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入	給与分 退職分 延滞金 督促手数料 合計額
		970,400 94,000 0 0 1,064,400
納期限 令和6年7月10日	額	
	(2)	
日 計		
(特別徴収義務者)	領収日付印	
住 所 〒501-0222 又は 所在地 岐阜県瑞穂市別府1288番地	瑞穂	
氏 名 ○○○ 株式会社		
名称		

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県 瑞穂市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書②

市区町村コード	口座番号	加入者名
212164	00820-8-961257	岐阜県瑞穂市
指 定 番 号	納入金額(1)	
令和6年6月分	5026504	913,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入	給与分 退職分 延滞金 督促手数料 合計額
		970,400 94,000 0 0 1,064,400
納期限 令和6年7月10日	額	
	(2)	
取りまどめ店 瑞穂市立銀行古賀野金庫センター (千469-8794)		
(特別徴収義務者)	領収日付印	
住 所 〒501-0222 又は 所在地 岐阜県瑞穂市別府1288番地	瑞穂	
氏 名 ○○○ 株式会社		
名称		

上記のとおり通知します。(受付店・大坂美芝銀行瑞穂支店(取りまどめ店)・瑞穂市保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

- 例) ・納入すべき金額が、退職所得分の納入等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。
- ・「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」の「納入金額(2)」に記入していただく字体は、標準字体(4ページ参照)にならって記入してください。この場合、納入済通知書の納入金額の頭には、¥記号を記入しないでください。
- ・納入金額を書き損じた場合は、「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」つづりのうしろに綴じてある予備の納入書を使用してください。記入方法については8ページ(4)をご参照ください。
- ・退職所得分の市民税・県民税の計算方法は12～13ページをご参照ください。
- ・退職者が2名までの場合は納入申告書の下欄に記入して、3名以上いる場合には税務課にお尋ねください。

[退職所得分の記入例] ※計算例13ページ
◎退職所得分について記入してください。

市民税 県民税 納入申告書

瑞穂市長様

令和6年 7月 6日提出

退職手当等支払金額	令和6年 6月分	人 員	1 人
特 別 徴 収 税 額	市 民 税	5 6 4 0 0	
	県 民 税	3 7 6 0 0	

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。

住所(店所) 又は所在地 岐阜県瑞穂市別府1288番地 (受付印)

氏 名 又は名称 ○○○株式会社

法人番号

納税義務者別内訳

住所 岐阜県瑞穂市宮田300番地2	氏名 瑞穂 太郎
課税支払金額 16,880,000円	勤続年数 30年
住所	氏名
退職支払金額	市県民税合計税額
円	円

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、法人番号欄の記入は必要ありません。

[記入例]

(4) 予備の納入書を使用される場合

岐阜県 瑞穂市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書㊤	
市区町村コード	212164	口座番号	00820-8-961257	加入者名	岐阜県瑞穂市
令和6年8月分		指定番号	5026504	納入金額(1)	円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (退職所得分)	9	7	3	4
延滞金					
督促手数料					
合計額	(2)	9	7	3	4
(特別徴収義務者)		領収日付印		瑞穂市	
住所 千501-0222 又は 所在地 岐阜県瑞穂市別府1288番地		氏名 又は 名称		〇〇〇 株式会社 様	
上記のとおり徴収しました。(納入者保管)					

岐阜県 瑞穂市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書㊤	
市区町村コード	212164	口座番号	00820-8-961257	加入者名	岐阜県瑞穂市
令和6年8月分	指定番号	5026504	納入金額(1)	円	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (退職所得分)	9	7	3	4
延滞金					
督促手数料					
合計額	(2)	9	7	3	4
(特別徴収義務者)		領収日付印		瑞穂市	
住所 千501-0222 又は 所在地 岐阜県瑞穂市別府1288番地		氏名 又は 名称		〇〇〇 株式会社	
上記のとおり納入します。(金融機関保管)					

岐阜県 瑞穂市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書㊤	
市区町村コード	212164	口座番号	00820-8-961257	加入者名	岐阜県瑞穂市
令和6年8月分	指定番号	5026504	納入金額(1)	円	
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (退職所得分)	9	7	3	4
延滞金					
督促手数料					
合計額	(2)	9	7	3	4
(特別徴収義務者)		領収日付印		瑞穂市	
住所 千501-0222 又は 所在地 岐阜県瑞穂市別府1288番地		氏名 又は 名称		〇〇〇 株式会社 納	
上記のとおり通知します。(受付店・大地共立銀行瑞穂支店(取りまとめ店)・瑞穂市)					

納入済通知書の納入金額欄に「」記号は記入しないでください。

例) ・各月分の「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」が汚損等で使用できなくなった場合、又は「納入金額(2)」に記入するときに書き損じた場合等に使用してください。

・記入していただく箇所は次のとおりです。

1) 「納入金額(2)」の欄……給与分、退職所得分等の納入すべき金額を記入してください。(納入済通知書の納入金額の頭には、「」記号を記入しないでください。)

2) 「年月分」の欄……徴収年月です。令和6年8月の場合は、0608と記入してください。(領収証書及び納入書にもご記入ください。)

・「納入金額(1)」には、納入金額を記入しないでください。

（９）納期の特例について（地方税法第３２１条の５の２、瑞穂市税条例第４６条の２）

給与等の支払を受ける者が常時１０人未満の事務所、事業所などの方は、市長に「納期の特例についての承認申請書」を提出することにより（承認された場合）、給与等の支払の際徴収した税額を、次のように年２回で納入することができます。

（「常時１０人未満」とは、常に１０人に満たないということで、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が９人までのことです。）

納期→６月から１１月までの分を……１２月１０日までに、１２月から翌年５月までの分を……翌年の６月１０日までに（納期限が土曜日・日曜日・祝日などの休日に当たるときは、これらの休日の翌日）

なお、この納期の特例については、退職手当等にかかる特別徴収にも適用されます。

〔ご注意〕

- ① 納期特例の承認申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納や納入遅延があった場合は、この特例の承認を取り消すことがあります。
- ② 納期特例の承認後、給与等の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることとなった場合（常時１０人以上になったとき）は、その旨を速やかに届け出てください。
- ③ 納期特例が承認された場合でも退職などがあったときは、「給与所得者異動届出書」を翌月１０日までに必ず提出してください。
- ④ 納期特例の承認を受けた場合の「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」は、１１月分（６月～１１月、前期用）と、５月分（１２月～５月、後期用）との２種類になります。
- ⑤ 納期特例の承認は、翌年度以降に引き継がれますので、承認申請書は一度だけの提出で結構です。

（ただし、事業所名の変更等により特別徴収義務者名が変更になった場合は、改めて申請してください。）

(10) 所在地・名称変更届出書の提出について

特別徴収義務者の事業所名、所在地が変更になった場合は、17ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

(11) 普通徴収から特別徴収への切り替えを希望される場合

普通徴収で市民税・県民税・森林環境税を納付されていた方が入社されたなどの理由により、普通徴収から特別徴収への切り替えを希望される場合は、18ページの記入例を参照のうえ19ページの「特別徴収への切替届出書」を作成し、税務課あてに提出してください。

なお、二重納付を防ぐため、納税者に届いている普通徴収納税通知書で納付状況を必ず確認してください。

(12) 納税者が退職又は転勤された場合

納税者が異動（退職・転勤・休職等）されて給与の支払を受けなくなったときは、その月の翌月以降の月割額を徴収して納入する義務はありませんので、20～22ページの記入例を参照のうえ、23ページ以降の「給与所得者異動届出書」を作成し、翌月10日までに税務課あてに提出してください。ただし、翌年1月1日以降に退職の場合は11ページ（13）の説明のとおりです。

なお、「給与所得者異動届出書」の提出がないと、「督促状」が発付されることがあります。

(13) 退職・転勤などの場合の未徴収月割額の納入について

① 退職された場合の未徴収月割額は、普通徴収の方法に変更し、市から直接納税者に納税通知書を郵送しますので、異動後の住所を必ず詳細に記入してください。

◎未徴収税額の一括徴収について（地方税法第321条の5第2項、瑞穂市税条例第44条第6項）

6月1日から12月31日までの間に退職されたときの翌月分以降5月分までの未徴収税額は、納税者から「一括徴収されたい」旨の申し出があれば退職時に一括徴収してください。なお、翌年1月1日以降4月30日までの間に退職された場合は、納税者からの申し出がなくても翌月分以降5月分までの未徴収税額を一括徴収してください。この場合は、その者に支払われるべき給与・退職手当等の合計額が未徴収税額の全額を超えるときに限ります。

※ この一括徴収は、給与・退職手当などの支払をする際徴収し、翌月10日までに給与分に合算し、納入してください。

※ 一括徴収のときの「給与所得者異動届出書」の記入例は、21ページにあります。

② 転勤の場合は、転勤先に未徴収月割額等の連絡をしていただいたうえで「給与所得者異動届出書」の提出をしてください。

(14) 市民税・県民税・森林環境税の非課税の範囲について

- | | |
|-----------|--|
| 1. 非課税 | ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 |
| | ② 賦課期日（令和6年1月1日）現在、障がい者・未成年者・寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 |
| 2. 均等割非課税 | 前年の合計所得金額が28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）＋1）＋10万円＋16.8万円（同一生計配偶者又は扶養親族を有する人のみ）以下の人 |
| 3. 所得割非課税 | 前年の合計所得金額が35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）＋1）＋10万円＋32万円（同一生計配偶者又は扶養親族を有する人のみ）以下の人 |

2 退職所得に係る特別徴収の取扱要領

退職所得に対する個人の市民税・県民税は他の所得と分離して（分離課税）、所得税の場合と同様に退職手当等の額に応じ税額を計算し、支払金額からその税額を差し引いて、退職者の退職した年の1月1日現在における住所地の市町村に納めていただきます。

（1）納入期限

特別徴収義務者は退職手当等の支払をするときは、その税額を徴収して、翌月10日（土曜日・日曜日・祝日などの休日に当たるときは、これらの休日の翌日）までに市の指定する金融機関で「個人市民税・個人県民税・森林環境税納入書」により納入してください。

（2）納入書及び納入申告書の記入について

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納入書は給与所得に係る納入書と同じです。退職所得分については「納入金額(2)」の「退職所得分」の欄に記入してください。また、「納入申告書」を提出していただく必要があります。特別徴収義務者が法人の場合は、「納入済通知書」裏面にある「納入申告書」欄に所要事項を記入し、特別徴収義務者が個人事業主の場合は、市から様式を送付しますので、「納入済通知書」裏面には記入せず、税務課までご連絡ください。

また退職などにより給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税を一括徴収した場合は、「退職所得分」の欄ではなく「給与分」の欄に他の給与分と合算した金額を記入してください。

なお、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」1部を提出してください。

(3) 税額の計算

退職所得については、所得税の場合と同様に、まず退職金の額から下の「退職所得控除額早見表」の額を控除した残額に2分の1を乗じてください（千円未満切り捨て）。

※勤続年数が5年以内の法人役員については、2分の1を乗じる措置を適用しません。

※令和4年1月1日以降に支払われる退職手当に関し、勤続年数が5年以内の法人役員等以外の方については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1を乗じる措置を適用しません。

退職所得控除額早見表

勤続年数	控 除 額	勤続年数	控 除 額
2年以下	80万円	22	940万円
3	120	23	1,010
4	160	24	1,080
5	200	25	1,150
6	240	26	1,220
7	280	27	1,290
8	320	28	1,360
9	360	29	1,430
10	400	30	1,500
11	440	31	1,570
12	480	32	1,640
13	520	33	1,710
14	560	34	1,780
15	600	35	1,850
16	640	36	1,920
17	680	37	1,990
18	720	38	2,060
19	760	39	2,130
20	800	40	2,200
21	870	41年以上	下記

次に、税率（市民税6%、県民税4%）を適用して計算し市民税・県民税の額を求めてください。

(4) 計算例（通常の場合）

就職年月日 平成7年4月1日

退職年月日 令和6年6月25日

退職金の額 16,880,000円①

勤続年数 29年2か月……30年(1年未満の端数は1年とする。)

退職所得控除額 15,000,000円②

退職所得控除額控除後の金額

$(① - ②) \times 1 / 2 = 940,000$ 円（1,000円未満切り捨て）

<市民税>

$940,000$ 円 $\times 6\% = 56,400$ 円（100円未満切り捨て）

<県民税>

$940,000$ 円 $\times 4\% = 37,600$ 円（100円未満切り捨て）

※41年以上……2,200万円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに70万円を加算した額。

※障がい者になったことに直接基因して退職したと認められる場合は、これに100万円を加算した額を控除額とします。

3 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込金融機関一覧表

指 定 金 融 機 関

大垣共立銀行

収納代理金融機関

十六銀行

岐阜信用金庫

大垣西濃信用金庫

岐阜商工信用組合

ぎふ農業協同組合

西美濃農業協同組合

上記の金融機関の本・支店等

郵 便 局

岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県内のゆうちょ銀行・
郵便局

指定を受けたゆうちょ銀行・郵便局

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

 瑞穂市長様	申請者	住所(居所)又は所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号			
		氏 名 又 は 名 称											連 絡 担 当 者	係		
		法 人 番 号														氏名
令和 年 月 日提出																
地方税法第321条の5の2並びに瑞穂市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を 申請します。																
特例の適用を受けようとする 税額	令和 年 月分以降の納期にかかる市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額															
申請の前日6ヵ月間の各月末 の給与の支払を受ける者の人 員（常時雇用人を書き、臨時 雇用人は別記のこと）	年 月分	ほかに臨時 人 人				年 月分	ほかに臨時 人 人									
	年 月分	ほかに臨時 人 人				年 月分	ほかに臨時 人 人									
	年 月分	ほかに臨時 人 人				年 月分	ほかに臨時 人 人									
現に市税の滞納があり、また は最近において著しい納入遅 延の事実がある場合において、 それがやむを得ない理由によ るものであるときは、その理 由の詳細																

○常時雇用が9人までの事務所、事業所は、この申請書を5月中に提出されますと、滞納などの特別の場合をのぞき「納期特例」を承認いたします。

※前年までに、承認済みの事務所、事業所は、年度が変わっても提出の必要はありません。詳しくは9ページをご覧ください。

◎この様式は瑞穂市ホームページ（<https://www.city.mizuho.lg.jp>：トップページ→様式ダウンロード→税金関係）からダウンロードできます。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

受付印

瑞穂市長様
令和 年 月 日提出

給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地													特別徴収義務者指定番号			
	氏名又は名称													連絡担当者	係		
	法人番号															氏名	
															電話		

(提出用)

事項	変更前	変更後		変更日
フリガナ				
所在地	〒 -	〒 -		令和 年 月 日
フリガナ				
名称				令和 年 月 日
電話				令和 年 月 日
備考			※処理事項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

○所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。
◎この様式は瑞穂市ホームページ（<https://www.city.mizuho.lg.jp>：トップページ→様式ダウンロード→税金関係）からダウンロードできます。

記入例（特別徴収切替）

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収への切替届出書

受 付 印 (あて先) 瑞穂市長様 令和 6 年 10 月 4 日提出	給 与 特 別 徴 収 義 務 者 	住所(居所) 又は所在地	〒501-0222 瑞穂市別府1288番地										特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 追加 (○で囲んでください)		
		フリガナ											担 当 者	係	人事課	
		氏名又は名称	〇〇〇 株式会社											氏 名	別府 太郎	
		法人番号													電 話	(058) 327-4111 内 線

下記の者の市民税・県民税・森林環境税について特別徴収への切り替えを希望します。

該 当 者	受 給 者 番 号 (事業所での任意の番号)	mzh0222 ※空白でも問題ありませんが、納税義務者用税額通知を 電子データで受取希望する場合、必須項目になります。		普 通 徴 収 の 納 付 状 況	☐ 全額未納 ☐ 1期まで納付済 ☒ 2期まで納付済 ☐ 3期まで納付済 ◎重複納付を防ぐため、納付状況を必ず記入してください。 ◎納期の過ぎた分については、特別徴収に切替ができない場合があります。
	フ リ ガ ナ	ミズホ タロウ			
	氏 名	瑞穂 太郎			
	生 年 月 日	明・大・昭・平	60 年 4 月 1 日		
	1月1日現在の住所	瑞穂市宮田300番地2			
	現 住 所	同上			
特 別 徴 収 開 始 月		[11] 月分 (翌月10日納期限)		備 考	

○特別徴収開始月はこの届出書の提出日から1カ月程度の余裕を見込んでください。

◎届出書が不足する場合は、コピーしていただくか、瑞穂市ホームページ (<https://www.city.mizuho.lg.jp> : トップページ→様式ダウンロード→税金関係) からダウンロードできます。

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収への切替届出書

 (あて先) 瑞穂市長様 令和 年 月 日提出	給 与 特 別 徴 収 義 務 者	住所(居所) 又は所在地	〒 —										特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 追加 (○で囲んでください)		
		フリガナ											担 当 者	係		
		氏名又は名称												氏 名		
		法人番号														電 話

下記の者の市民税・県民税・森林環境税について特別徴収への切り替えを希望します。

該 当 者	受 給 者 番 号 (事業所での任意の番号)	※空白でも問題ありませんが、納税義務者用税額通知を電子データで受取希望する場合、必須項目になります。										普 通 徴 収 の 納 付 状 況	☐ 全額未納 ☐ 1期まで納付済 ☐ 2期まで納付済 ☐ 3期まで納付済 ◎重複納付を防ぐため、納付状況を必ず記入してください。 ◎納期の過ぎた分については、特別徴収に切替ができない場合があります。
	フ リ ガ ナ												
	氏 名												
	生 年 月 日	明・大・昭・平									年 月 日		
	1月1日現在の住所												
	現 住 所												
特 別 徴 収 開 始 月	[] 月分 (翌月10日納期限)										備 考		

○特別徴収開始月はこの届出書の提出日から1カ月程度の余裕を見込んでください。

◎届出書が不足する場合は、コピーしていただくか、瑞穂市ホームページ (<https://www.city.mizuho.lg.jp> : トップページ→様式ダウンロード→税金関係) からダウンロードできます。

記入例（退職）

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										※市町村 処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度									
瑞穂市長 令和 6 年 11 月 5 日提出				（ 給与支払者 特別徴収者 ）		所在地		〒501-0222 瑞穂市別府1288番地				特別徴収義務者 指 定 番 号		5026504							
						フリガナ						整 理 番 号		2							
						氏名又は名称		〇〇〇 株式会社				担 速 当 絡 者 先		所 属		人事課					
						個人番号 又は法人番号						氏 名		別府 太郎		電 話		058-327-4111 内線（ ）			
給 与 所 得 者	フリガナ		ミズホ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法											
	氏 名		瑞穂 太郎																		
	生年月日		平成 2 年 12 月 15 日																		
	個人番号																				
	受給者番号		at1542																		
	1月1日 現在の住所		瑞穂市宮田300番地2																		
異動後の 住 所		同上		106,800 円		44,500 円		62,300 円		令和 6 年 1 月 10 日 21 日		1. 退職 2. 転職・長 3. 休職・欠 4. 死 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 【住所・理由 記入】		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
1. 特別徴収継続の場合													新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
新 しい 徴 収 先 者	特別徴収義務者 指 定 番 号		_____ (新規)				法 人 番 号		_____				受給者番号								
	所 在 地		〒 _____				担 当 者 連 絡 先		所 属		氏 名				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		____ 1. 必要 2. 不要 【住所・理由 記入】				
	フリガナ						氏 名														
	氏名又は名称						電 話		内線（ ）												
2. 一括徴収の場合													左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。								
理 由	____ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ____ 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						徴収予定月日		____ 月 ____ 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		____ 円								
3. 普通徴収の場合													※市町村 記入欄			6 年度			7 年度		
理 由	____ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ____ 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ____ 3. 死亡による退職であるため						普切		一括		転勤		普切		一括		転勤				

◎届出書が不足する場合は、コピーしていただくか、瑞穂市ホームページ（<https://www.city.mizuho.lg.jp>：トップページ→様式ダウンロード→税金関係）からダウンロードできます。

記入例（退職一括徴収）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告書 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書										※市町村 処理欄		1. 現年度		2. 新年度		3. 前年度	
瑞穂市長 令和 6 年 11 月 5 日提出				〔 義務者 給与支払者 特別徴収 〕		所在地		〒501-0222 瑞穂市別府1288番地						特別徴収義務者 指 定 番 号		5026504	
						フリガナ								整 理 番 号		2	
				氏名又は名称		〇〇〇 株式会社						担連 当 緒 者 先		所 属		人事課	
														氏 名		別府 太郎	
														電 話		058-327-4111 内線 ()	
給 与 所 得 者		フリガナ		ミズホ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
		氏 名		瑞穂 太郎													
		生年月日		平成 2 年 12 月 15 日													
		個人番号															
		受給者番号		at1542													
		1月1日 現在の住所		瑞穂市宮田300番地2													
		異動後の 住 所		同上													
				106,800 円		44,500 円		62,300 円		令和 6 年		1 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払 6. 合 7. そ 右から 番号を 記入 〔 市・理 由 〕		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入			

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)	法 人 番 号													月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所 在 地	〒			担 当 者 連 絡 先	所 属										
	フリガナ					氏 名										
	氏名又は名称					電 話	内線 ()								納入書の要否 (新卒の場合のみ記載)	☐ 有 ☐ 無 1. 必要 2. 不要 記入

2. 一括徴収の場合			
理 由	1 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		10 月 25 日	62,300 円
左記の一括徴収した税額は、 10 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。			

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	6 年度			7 年度		
理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため		普切	一括	転勤	普切	一括	転勤

◎届出書が不足する場合は、コピーしていただくか、瑞穂市ホームページ（<https://www.city.mizuho.lg.jp>：トップページ→様式ダウンロード→税金関係）からダウンロードできます。

記入例（転 勤）

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										※市町村 処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
瑞穂市長 令和 6 年 11 月 5 日提出				（ 給与支払者 ） （ 特別徴収者 ）		所在地				〒501-0222 瑞穂市別府1288番地				
						フリガナ								
						氏名又は名称				〇〇〇 株式会社				
						個人番号 又は法人番号								
特別徴収義務者 指 定 番 号		5026504		整 理 番 号		2		担 速 当 絡 者 先		所 属 氏 名 電 話		人事課 別府 太郎 058-327-4111 内線（ ）		
給 与 所 得 者	フリガナ	ミズホ タロウ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏 名	瑞穂 太郎												
	生年月日	平成 2 年 12 月 15 日												
	個人番号													
	受給者番号	at1542				106,800 円	44,500 円	62,300 円	令和 6 年 10 月 21 日	2 1. 退職 2. 転職・長 3. 休職・欠 4. 死 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 【理由を記入】	1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
	1月1日 現在の住所	瑞穂市宮田300番地2												
異動後の 住 所	東京都大田区大森北 1丁目10番14号													

1. 特別徴収継続の場合													
新 (特 別 徴 収 義 務 者 先)	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒501-0014				法人番号					新しい勤務先へは、月割額 8,900 円を 11 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所 在 地	東京都千代田区永田町1-1				担 当 者 連 絡 先	所 属	給与係				受給者番号	mzh0222
	フリガナ						氏 名	牛牧 二郎					
	氏名又は名称	〇〇〇 株式会社 東京営業所					電 話	(03) 3333-1111 内線（ ）					
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		1 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要											

2. 一括徴収の場合											
理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。						
		月 日	円								

3. 普通徴収の場合											
理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため	※市町村 記入欄		6 年度			7 年度				
		普切	一括	転勤	普切	一括	転勤				

◎届出書が不足する場合は、コピーしていただくか、瑞穂市ホームページ（<https://www.city.mizuho.lg.jp>：トップページ→様式ダウンロード→税金関係）からダウンロードできます。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

															※市町村 処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
瑞穂市長 令和 年 月 日提出				〔 給与支払者 特別徴収者 〕	所在地		〒								特別徴収義務者 指 定 番 号					
					フリガナ										整 理 番 号					
					氏名又は名称										担 連 当 絡 者 先		所 属 氏 名			
					個人番号 又は法人番号													一人番号の記載に当たっては、 左欄を空欄とし右詰めで記載		電 話
給 与 所 得 者	フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由				異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名																			
	生年月日		年 月 日																	
	個人番号																			
	受給者番号								月 月 月		令 和 年		月 月 月		1. 特別徴収継続					
	1月1日 現在の住所						月 月 月		月 月 月		月 月 月		月 月 月		2. 一括徴収					
異動後の 住 所						円		円		円		円		3. 普通徴収 (本人納付)						

1. 特別徴収継続の場合																	
新 し い 勤 務 先 (特 別 徴 収 義 務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号						(新規) 法 人 番 号						新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を				
	所 在 地		〒				担 当 者 連 絡 先	所 属					月分(翌月10日納入期限分) から				
	フリガナ							氏 名					徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	氏名又は名称							電 話	内線 ()				受給者番号				
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入	

2. 一括徴収の場合															
理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								徴収予定月 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で 納入します。		
									月 日		円				

3. 普通徴収の場合																							
理 由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の中出がないため ☐ 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため																						
	※市町村記入欄																						
	6 年 度				7 年 度																		
普 切				一 括				転 勤				普 切				一 括				転 勤			

◎届出書が不足する場合は、コピーしていただくか、瑞穂市ホームページ（<https://www.city.mizuho.lg.jp>：トップページ→様式ダウンロード→税金関係）からダウンロードできます。

eLTAX（地方税ポータルシステム）について

給与支払報告書や異動届出書をインターネットを利用して、電子的に提出することができます。

利用方法・届出方法などの詳しい内容は、eLTAX（地方税ポータルシステム）のホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。